

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月4日
【届出者の氏名又は名称】	兼松株式会社
【届出者の住所又は所在地】	神戸市中央区伊藤町119番地 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5440-8944
【事務連絡者氏名】	財務部長 蔦野 哲郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	兼松株式会社 (神戸市中央区伊藤町119番地) 兼松株式会社 東京本社 (東京都港区芝浦一丁目2番1号) 兼松株式会社 大阪支社 (大阪市中央区淡路町三丁目1番9号) 兼松株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目9番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、兼松株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、兼松日産農林株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

兼松日産農林株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）13,308,000株（保有割合（注）32.10%）を保有しており、対象者を持分法適用会社としておりますが、この度、平成26年10月31日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本書に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

（注） 保有割合とは、対象者が平成26年7月31日に提出した第117期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の発行済株式総数（41,492,000株）から、対象者が平成26年6月26日に提出した第116期有価証券報告書に記載された平成26年5月31日現在対象者が保有する自己株式数（33,398株）を除く株式数（41,458,602株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

当社は、本公開買付けにより、保有割合51.00%に相当する対象者株式（21,143,888株）を保有することを企図していることから、買付予定数の上限を7,835,888株（保有割合にして18.90%）として設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,835,888株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,835,888株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

当社は、対象者株式607,000株（保有割合にして1.46%）を保有する対象者の第五位株主である日本土地建物株式会社（以下「日本土地建物」といいます。）との間で、平成26年10月31日付で、公開買付応募契約（以下「日本土地建物応募契約」といいます。）を締結し、日本土地建物がその保有する対象者株式の全てを、本公開買付けに応募することを合意しております。

一方、対象者によって公表された平成26年10月31日付「兼松株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、当社及び対象者の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図るとともに、対象者が営む複数事業のうち、既存の監視カメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることが、対象者及び当社グループのより一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値の向上に関する判断、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から取得した株式価値算定書及び柴田・鈴木・中田法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件について、当社との間で慎重に協議し、これを検討したとのことです。その結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間で強固な協業関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したこと、また、本公開買付価格がみずほ証券より取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、平成26年10月31日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役4名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記のとおり本公開買付価格が不合理ではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所市場第一部において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

上記対象者のかかる意思決定の過程にかかわる詳細については、後記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付の公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

当社並びに当社の子会社及び関連会社からなる兼松グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、明治22年に創業者である兼松房治郎が日豪貿易の先駆けとして創業し、時代と共にさまざまな分野に事業領域を拡大してまいりました。今日では、当社グループは国内外のネットワーク、各事業分野で培ってきた、専門性、商取引、情報収集、市場開拓、事業開発・組成、リスクマネジメント、物流等の商社機能を有機的に結合し、電子・デバイ

ス、食料、鉄鋼・素材・プラント、車両・航空を中心とした幅広い事業領域で、多種多様な商品・サービスを提供することによって、顧客との信頼関係を深め、共に事業創造を追求していく「事業創造集団」として事業を展開しております。

当社は、平成26年5月9日付プレスリリース「中期ビジョン「VISION-130」策定について」にて公表のとおり、現行の中期経営計画の最終年度（平成28年3月期）の定量目標を初年度（平成26年3月期）で達成し、目標数値を上方修正したこと、また重点施策の一つとしてきた復配を実現したことから、次の成長ステージとして創業130周年となる平成31年までの5か年を対象とした中期ビジョン「VISION-130」を策定いたしました。中期ビジョン「VISION-130」では、現行の中期経営計画の重点施策を踏襲し、「トレーディングの重視」「効率経営の推進」「お取引先との共生・発展」の基本方針の維持、投資リスク管理の高度化を始めとする「経営基盤の充実」を最重要経営課題とし、そのうえで「グローバルバリューチェーンの構築」を通じて、トレーディングの付加価値の向上・横展開・深掘りを進め、「新技術・新商品の開拓」、積極的な事業投資・M&Aを融合した「新たな挑戦」に取組む方針です。当社グループは、中期ビジョン「VISION-130」を「兼松の挑戦」と位置付け、攻めの姿勢で、当社グループが強みとしている事業領域の深化、あるいは事業創造のための新規投資等にも「チャレンジ」し、企業価値の向上を図ります。

一方、対象者は大正5年に久原鋳業株式会社南方部タワオ農園として発足し、昭和9年に日本産業株式会社の南方ゴム園（マレーシア連邦サバ州）が分離独立し、日本産業護謨株式会社として設立されました。対象者は創立以来、マレーシアでのゴム園経営に始まり、南洋材の原木輸入、木材加工等の事業変遷を経て、今日では、住宅・小規模建築物の地盤調査・地盤改良事業、木材保存処理事業（防腐・防蟻等）、監視カメラシステムの輸入販売事業を主要事業として事業を展開しております。対象者は、昭和24年5月に、日産農林工業株式会社として東京証券取引所市場第一部に上場し、現在に至っております。

また、対象者と当社との関係について、平成元年11月に対象者は当社と資本業務提携契約を締結し、当社を引受先とする第三者割当増資を実施することにより、当社と対象者の資本関係及び提携関係が開始しました（当該時点において、当社は対象者株式5,920,000株（当時の対象者における発行済株式総数34,500,000株に対する割合17.16%）を保有）。当社は、その後、市場取引により対象者株式を取得し、平成3年10月、対象者は、当社の子会社であった兼松デュオファスト株式会社と合併し、商号を兼松日産農林株式会社に変更するとともに、この合併により当社の持分法適用会社となり（平成4年3月31日において、当社は対象者株式13,607,000株（注）を保有）、現在に至っております。

（注） 対象者が平成4年6月26日に提出した第94期有価証券報告書に記載された平成4年3月31日現在の対象者の発行済株式総数41,492,000株に対する割合32.79%（小数点以下第三位を四捨五入）。

平成23年3月の東日本大震災に際しては、地盤の揺れやそれに伴う液状化により、多くの住宅が不同沈下を起こし、住宅の地盤改良の重要性が大きく注目されるようになりました。また、住宅の長寿命化に伴い、建材としての木材の耐久性向上が求められており、木材防腐・防蟻処理のニーズも高まっており、対象者はこれらの分野において、安定した事業基盤を構築しております。また、平成18年10月より開始した監視カメラシステムの輸入販売事業は、メーカーと一体となり技術サービスの提供を行い、警備保障会社、セキュリティシステム構築会社、セキュリティ機器販売会社を主要顧客として、韓国サムスン製品を中心に年々販売を伸ばしており、コストパフォーマンスの高い監視カメラシステムは、様々な場所での映像監視ツールとして高い評価を受けております。

近年、日本人のセキュリティ意識の高まりとともに、監視カメラ市場は年々拡大を続けておりますが、国内市場は従来のアナログカメラから、ネットワークカメラに代表されるIPカメラへのシフトが進んでおります。アナログカメラは、既築の集合住宅、学校、公共施設向け等では依然として根強いニーズがありますが、IPカメラの低価格化、アナログとIPのハイブリッド化への取り組み強化、高画質化や映像データを使った分析ニーズの増大とともに、監視用のIPカメラ市場の規模はアナログカメラの市場規模を上回り、今後は、平成32年の東京五輪開催に向けて、公共機関等によるIPカメラの導入も視野に、拡大が見込まれております。対象者は、東京・大阪・名古屋に営業所を、熊本にショールームを有し、昨年10月には仙台に出張所を開設する等、引き続きセキュリティ需要の地方波及効果を取り込む方針ですが、一方でIPカメラへのトレンドのシフトによる、より複雑で多様化した需要の取り込みが中長期的な課題となっております。

このような状況下、平成26年6月に当社からの申し入れにより、当社は対象者との間で、両社事業の更なる拡大と両社の企業価値向上に向けた協議を開始し、その後、平成26年10月まで複数回に亘り協議を重ねました。その結果、当社及び対象者は、両社の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図るとともに、対象者が営む複数事業のうち、既存の監視カメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることが、対象者及び当社グループのより一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断いたしました。今後、需要の増加と事業の多角化が見込まれる監視カメラ市場において、これまで両社が培ってきたノウハウを活かし、一体となって市場の伸長に対応することで、更なる収益基盤の拡大を目指してまいります。具体的には、両社の協業を深めることにより、現在の当社及び対象者の各々独自の販売網を融合した両社製品のクロスセルによる販売の拡充や新規顧客の獲得、監視カメラのみの販売からソフト・アプリケーション等のシステム提供に加えて、周辺部品販売及び設置工事をはじめとする付帯サービスの拡充等、付加価値の向上・横展開・深掘りによる販売力の強化、日々変化する顧客ニーズに対応する為の技術革新及び商品ラインナップを充実させることによる既存顧客の定着化等、多様なシナジー効果を見込んでおり、これらの早期実現に向け、今後対象者と協議・検

討を行うことを予定しております。また、かかる意義をもつ本公開買付けは、「新技術・新商品の開拓」及び積極的な事業投資・M&Aを融合した「新たな挑戦」に取り組むとの当社グループの中期ビジョン「VISION-130」の方針にも合致しております。以上を踏まえ、当社は、平成26年10月31日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

本書提出日現在、対象者には取締役4名、監査役3名があり、うち監査役2名は当社の従業員を兼任しておりますが、本公開買付け後の役員の変更は予定しておりません。また、対象者の経営方針等については、現状の対象者の経営を尊重しつつ、両社の連携を深め、企業価値向上に資するシナジーの早期実現に向け、今後対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

(4) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、本公開買付けにあたり、対象者の第五位株主である日本土地建物との間で、平成26年10月31日付で日本土地建物応募契約を締結し、日本土地建物がその保有する対象者株式の全て(607,000株(保有割合にして1.46%))を本公開買付けに応募することを合意しております。なお、本日本土地建物応募契約にかかる応募の前提条件はございません。

(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は当社の子会社ではありませんが、当社が対象者株式13,308,000株(保有割合32.10%)を保有し、対象者を持分法適用会社としている状況を考慮し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成26年10月30日に株式価値算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

対象者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

みずほ証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法をそれぞれ採用して対象者の株式価値の算定を行い、対象者はみずほ証券から平成26年10月30日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者はみずほ証券から、本公開買付け価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、みずほ証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法：141円～149円

類似会社比較法：136円～154円

DCF法：190円～208円

市場株価基準法では、平成26年10月30日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値141円、直近1か月間の終値単純平均値143円、直近3か月間の終値単純平均値149円及び直近6か月間の終値単純平均値149円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、141円から149円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、136円から154円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成27年3月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値

に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、190円から208円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定過程等における透明性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

なお、当社は、当社の取締役会での検討及び意思決定に際して、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、法的助言を受けております。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図るとともに、対象者が営む複数事業のうち、既存の監視カメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることが、対象者及び当社グループのより一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値の向上に関する判断、みずほ証券から取得した株式価値算定書及び柴田・鈴木・中田法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付け価格を含む本公開買付けに関する諸条件について、当社との間で慎重に協議し、これを検討したとのことです。その結果、(i)本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間で強固な協業関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したこと、また、(ii)本公開買付け価格がみずほ証券より取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付け価格は不合理なものではないと考えられることから、平成26年10月31日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役4名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記のとおり本公開買付け価格が不合理ではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所市場第一部において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役3名(いずれも社外監査役)のうち、世良治氏及び寺田恭久氏を除く1名が出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。対象者の監査役のうち、世良治氏及び寺田恭久氏は、当社の従業員を兼任しているため、当社と対象者との利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

本書提出日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付けにより、保有割合51.00%に相当する対象者株式(21,143,888株)を保有することを企図し、買付予定数の上限を7,835,888株(保有割合にして18.90%)として設定していることから、対象者株式は、本公開買付け後も引き続き東京証券取引所市場第一部の上場が維持される予定です。

(7) 本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

なお、当社は対象者を当社の連結子会社とすることを企図しているため、本公開買付けによって当社が対象者を当社の連結子会社とするために必要な議決権を取得するに至らない場合、本公開買付けの終了後、対象者の株式を市場取引の方法で追加的に買付ける意向です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年11月4日（火曜日）から平成26年12月16日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	平成26年11月4日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金200円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。</p> <p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成26年10月30日に株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価分析 143円から149円 類似企業比較分析 119円から165円 DCF分析 185円から229円</p> <p>市場株価分析では、本公開買付け公表前営業日である平成26年10月30日を基準として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の直近1か月間の取引成立日の終値の単純平均値143円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3か月間の取引成立日の終値の単純平均値149円、及び直近6か月間の取引成立日の終値の単純平均値149円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を143円から149円までと分析しております。</p> <p>類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を119円から165円までと分析しております。</p> <p>DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を185円から229円までと分析しております。なお、上記DCF分析の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。</p>

	<p>当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式価値評価分析の結果に加え、対象者の直近6か月間の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、応募合意株主との協議の結果及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成26年10月31日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり200円と決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格である普通株式1株当たり200円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年10月30日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値141円に対して、41.8%のプレミアム（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様です。）、過去1か月間（平成26年10月1日～平成26年10月30日）の取引成立日の終値の単純平均143円に対して、39.9%のプレミアム、過去3か月間（平成26年7月31日～平成26年10月30日）の取引成立日の終値の単純平均149円に対して、34.2%のプレミアム、過去6か月間（平成26年5月1日～平成26年10月30日）の取引成立日の終値の単純平均149円に対して、34.2%のプレミアムとなります。</p> <p>なお、本公開買付価格である普通株式1株当たり200円は、本書提出日の前営業日である平成26年10月31日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値142円に対して、40.8%のプレミアムとなります。</p>						
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>平成26年6月に当社からの申し入れにより、当社は対象者との間で、両社事業の更なる拡大と両社の企業価値向上に向けた協議を開始し、その後、平成26年10月まで複数回に亘り協議を重ねました。その結果、当社及び対象者は、両社の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図るとともに、対象者が営む複数事業のうち、既存の監視カメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることが、対象者及び当社グループのより一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断いたしました。今後、需要の増加と事業の多角化が見込まれる監視カメラ市場において、これまで両社が培ってきたノウハウを活かし、一体となって市場の伸長に対応することで、更なる収益基盤の拡大を目指してまいります。また、かかる意義をもつ本公開買付けは、「新技術・新商品の開拓」及び積極的な事業投資・M&Aを融合した「新たな挑戦」に取組むとの当社グループの中期ビジョン「VISION-130」の方針にも合致しております。以上を踏まえ、当社は、平成26年10月31日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成26年10月30日に株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <table data-bbox="478 1792 877 1904"> <tr> <td>市場株価分析</td> <td>143円から149円</td> </tr> <tr> <td>類似企業比較分析</td> <td>119円から165円</td> </tr> <tr> <td>DCF分析</td> <td>185円から229円</td> </tr> </table>	市場株価分析	143円から149円	類似企業比較分析	119円から165円	DCF分析	185円から229円
市場株価分析	143円から149円						
類似企業比較分析	119円から165円						
DCF分析	185円から229円						

	<p>当該意見を踏まえ買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式価値評価分析の結果に加え、対象者の直近6か月間の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、応募合意株主との協議の結果及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成26年10月31日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を普通株式1株当たり200円と決定いたしました。</p>
--	---

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、当社及び対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者の関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成26年10月30日までの上記情報を反映したものであります。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,835,888 (株)	(株)	7,835,888 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,835,888株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	7,835
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月4日現在)(個)(d)	13,308
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月4日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)	41,360
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	18.90
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	51.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(7,835,888株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月4日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者の平成26年7月31日提出の第117期第1四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(41,492,000株)から第116期有価証券報告書に記載された平成26年5月31日現在の対象者の保有する自己株式数(33,398株)を控除した株式数(41,458,602株)に係る議決権の数である41,458個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)」として計算しております(なお、対象者の単元株式数は1,000株です。)

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成26年9月30日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。本株式取得に関しては、公開買付者は、公正取引委員会から平成26年10月14日付で、30日の禁止期間を14日に短縮する旨の通知を受領したため、平成26年10月14日の経過をもって、禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から、平成26年10月14日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、平成26年10月14日をもって、措置期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等をした機関の名称 公正取引委員会

許可等の日付 平成26年10月14日（排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 平成26年10月14日付公経企第445号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）
平成26年10月14日付公経企第450号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。復代理人であるカブドットコム証券株式会社による応募の受付は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の「株式公開買付（TOB）」（<http://kabu.com/item/tob/>）に記載する方法によりログイン後画面を通じ必要事項を入力することで完了いたします。

公開買付代理人又は復代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人又は復代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人又は復代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人又は復代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要になります。なお、復代理人であるカブドットコム証券株式会社では、外国人株主からの応募の受付を行いません。また、本公開買付けにおいては、米国からの応募は受け付けられません。以上の詳細については、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」をご参照下さい。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し（6か月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6か月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

復代理人であるカブドットコム証券株式会社に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し（6か月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6か月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

復代理人はオンライン証券会社のため、窓口がありません。復代理人が指定する方法にて本人確認をさせていただきます。口座開設には、一定の期間（6日前後）が必要となりますので、十分な余裕を持ってお申し込み下さい。

（注2） 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるカブドットコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の「株式公開買付（TOB）」（<http://kabu.com/item/tob/>）に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行って下さい。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
 （その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
 カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,567,177,600
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	6,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,623,177,600

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(7,835,888株)に本公開買付価格(1株当たり200円)を乗じた金額を記載しております。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了まで未定です。
- (注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
通知預金	10,500,000
計(a)	10,500,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)				

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

10,500,000千円 (a) + (b) + (c) + (d)

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

1 0 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

(2) 【決済の開始日】

平成26年12月24日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,835,888株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,835,888株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等の全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びマ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第120期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月24日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第121期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
平成26年8月8日関東財務局長に提出

事業年度 第121期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
平成26年11月10日を目処に関東財務局長に提出予定

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

兼松株式会社

（神戸市中央区伊藤町119番地）

兼松株式会社 東京本社

（東京都港区芝浦一丁目2番1号）

兼松株式会社 大阪支社

（大阪市中央区淡路町三丁目1番9号）

兼松株式会社 名古屋支店

（名古屋市中区栄二丁目9番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年11月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,388 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	13,388 (個)		
所有株券等の合計数	13,388 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式33,398株を保有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数80個を含めております。なお、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月4日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注3) 対象者によれば、対象者の株主名簿上、当社が特別資本関係を有するホクシン株式会社が対象者株式を6,000株保有していると記録されているとのことですが、対象者の認識においては、ホクシン株式会社は過去に対象者株式を売却しており、現在は保有していないとのことです。対象者においては、過去にホクシン株式会社が売却した対象者株式について、事務手続上の問題により株主名簿の名義書換えがなされていなかった(いわゆる失念株となっている)可能性が高いと考えているとのことです。従って、当社は、対象者の認識に従い、ホクシン株式会社は対象者株式を保有していないとして、特別関係者による株券等の所有状況を記載しております。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年11月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,308 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	13,308 (個)		
所有株券等の合計数	13,308 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年11月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	80 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	80 (個)		
所有株券等の合計数	80 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式33,398株を保有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数80個を含めております。なお、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月4日現在）（個）(g)」には含まれておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成26年11月4日現在)

氏名又は名称	兼松日産農林株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区麹町三丁目2番地
職業又は事業の内容	木材加工と地盤改良（ジオテック）事業、防犯カメラの輸入販売等
連絡先	連絡者：兼松日産農林株式会社 経営企画室 連絡場所：東京都千代田区麹町三丁目2番地 電話番号：03-3265-8231
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(平成26年11月4日現在)

氏名又は名称	高崎 實
住所又は所在地	東京都千代田区麹町三丁目2番地（対象者所在地）
職業又は事業の内容	兼松日産農林株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者：兼松日産農林株式会社 経営企画室 連絡場所：東京都千代田区麹町三丁目2番地 電話番号：03-3265-8231
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年11月4日現在)

氏名又は名称	平井 基壽
住所又は所在地	東京都千代田区麹町三丁目2番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	兼松日産農林株式会社 専務取締役
連絡先	連絡者 : 兼松日産農林株式会社 経営企画室 連絡場所 : 東京都千代田区麹町三丁目2番地 電話番号 : 03-3265-8231
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年11月4日現在)

氏名又は名称	齋藤 栄
住所又は所在地	東京都千代田区麹町三丁目2番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	兼松日産農林株式会社 取締役
連絡先	連絡者 : 兼松日産農林株式会社 経営企画室 連絡場所 : 東京都千代田区麹町三丁目2番地 電話番号 : 03-3265-8231
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年11月4日現在)

氏名又は名称	高橋 隆雄
住所又は所在地	東京都千代田区麹町三丁目2番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	兼松日産農林株式会社 常勤監査役
連絡先	連絡者 : 兼松日産農林株式会社 経営企画室 連絡場所 : 東京都千代田区麹町三丁目2番地 電話番号 : 03-3265-8231
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年11月4日現在)

氏名又は名称	平良 秀男
住所又は所在地	大阪府岸和田市木材町17番地2(ホクシン株式会社所在地)
職業又は事業の内容	ホクシン株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 : ホクシン株式会社 管理部 連絡場所 : 大阪府岸和田市木材町17番地2 電話番号 : 072-438-0141
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年11月4日現在)

氏名又は名称	山田 洋之助
住所又は所在地	東京都港区芝浦一丁目2番1号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	兼松株式会社 監査役
連絡先	連絡者 : 兼松株式会社 財務部 連絡場所 : 東京都港区芝浦一丁目2番1号 電話番号 : 03-5440-8944
公開買付者との関係	公開買付者の役員

【所有株券等の数】

兼松日産農林株式会社

(平成26年11月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	0 (個)		
所有株券等の合計数	0 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式33,398株を保有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

高崎 實

(平成26年11月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	30 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	30 (個)		
所有株券等の合計数	30 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(393株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数0個を含めております。

(注2) 高崎實は小規模所有者に該当いたしますので、高崎實の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月4日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

平井 基壽

(平成26年11月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	27(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	27(個)		
所有株券等の合計数	27(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(198株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数0個を含めております。

(注2) 平井基壽は小規模所有者に該当いたしますので、平井基壽の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月4日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

齋藤 栄

(平成26年11月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	6(個)		
所有株券等の合計数	6(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(747株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数0個を含めております。

(注2) 齋藤栄は小規模所有者に該当いたしますので、齋藤栄の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月4日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

高橋 隆雄

(平成26年11月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	8 (個)		
所有株券等の合計数	8 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 高橋隆雄は小規模所有者に該当いたしますので、高橋隆雄の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月4日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

平良 秀男

(平成26年11月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	8 (個)		
所有株券等の合計数	8 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 平良秀男は小規模所有者に該当いたしますので、平良秀男の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月4日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

山田 洋之助

(平成26年11月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1 (個)		
所有株券等の合計数	1 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 山田洋之助は小規模所有者に該当いたしますので、山田洋之助の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月4日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社及び対象者の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定及び戦略実行の迅速化を図るとともに、対象者が営む複数事業のうち、既存の監視カメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることが、対象者及び当社グループのより一層の事業基盤の強化と企業価値の向上に資するものと判断したとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値の向上に関する判断、みずほ証券から取得した株式価値算定書及び柴田・鈴木・中田法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件について、当社との間で慎重に協議し、これを検討したとのことです。その結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間で強固な協業関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したこと、また、本公開買付価格がみずほ証券より取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、平成26年10月31日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役4名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記のとおり本公開買付価格が不合理ではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所市場第一部において売却する機会が維持されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役3名（いずれも社外監査役）のうち、世良治氏及び寺田恭久氏を除く1名が出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。対象者の監査役のうち、世良治氏及び寺田恭久氏は、当社の従業員を兼任しているため、当社と対象者との利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
月別	平成26年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価	150	154	161	155	162	150	- (注)
最低株価	135	145	149	142	148	139	- (注)

(注) 本書提出日は平成26年11月4日であるところ、同月1日から3日までは取引日ではありません。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第115期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日関東財務局長に提出

事業年度 第116期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月26日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第117期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年7月31日関東財務局長に提出

事業年度 第117期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

対象者によれば、平成26年11月5日までに関東財務局長に提出予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

兼松日産農林株式会社

(東京都千代田区麹町三丁目2番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

対象者は、平成26年10月31日付で「平成27年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成27年3月期第2四半期決算短信（連結）の概要は以下のとおりです。なお、当該決算短信に記載された四半期連結財務諸表につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

平成27年3月期第2四半期決算短信（連結）の概要（平成26年4月1日～平成26年9月30日）

損益の状況（連結）

会計期間	平成27年3月期 第2四半期連結累計期間
売上高	5,746百万円
売上原価	4,557百万円
販売費及び一般管理費	906百万円
営業外収益	14百万円
営業外費用	3百万円
四半期純利益	168百万円

1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成27年3月期 第2四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	4.07円
1株当たり配当額	-円

以上